

## 自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全・円滑化等 総合対策事業の部）に関する運用方針

	平成10年 6月17日	自 保第128号の3
改正	平成13年12月14日	国自総第10044号
改正	平成16年 4月 7日	国自総第13号の2
改正	平成17年 4月 6日	国自総第 6 号
改正	平成18年 3月31日	国自総第597号の2
改正	平成18年 7月26日	国自総第 2 0 7 号
改正	平成19年 3月23日	国自総第554-2号の2
改正	平成20年 3月14日	国自総第482号の2
改正	平成21年 3月10日	国自旅第 3 4 3 号
改正	平成22年 3月19日	国自旅第327号の2
改正	平成23年 3月25日	国自旅第229号の2
改正	平成24年3月30日	国自安第96号の2

この運用方針は、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第 151号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののうち、自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業に係る補助採択の方針及び補助対象経費の内容等について以下のとおり定めるものである。

### （補助採択の方針）

- 1 別紙1の1. オムニバスタウン整備総合対策事業については、「自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業における補助対象事業に係る実施効果等について（施行実施）（平成17年3月31日付け国自総第 551号）」の記1. により適切な数値を用いた指標による当該補助対象事業に係る「予定する実施効果」が記載されているものを採択するものとする。
- 2 別紙1の1. オムニバスタウン整備総合対策事業において補助を行う I C カードシステムの導入については、導入により利用者利便の向上等相当の事業効果が認められるものを優先的に採択するものとする。
- 3 オムニバスタウン整備総合対策事業において補助を行う実証実験・実証運行については、以下の点に配慮するものとする。
  - (1) いわゆる既存のバス路線と競合する区間がある場合には、概ね関係者間の調整が図られているものであること。
  - (2) 運行経路及び回数等は、地域住民の意見・要望等が反映されていると認められるものであること。
  - (3) 相当のバス利用者数の増加が図られるものであること。
- 4 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）の補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさ

なければならない。

- (1) デジタル式運行記録計を導入する場合は、単年度5台以上導入すること。
- (2) 映像記録型ドライブレコーダーを導入する場合は、単年度5台以上導入すること。
- (3) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回ること。

5 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けた事業には、交付しないものとする。

6 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）については、過去に同補助金の交付を受けた事業者（補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者）には、交付しないものとする。

（補助対象経費の内容等）

7 交付要綱別表の各補助対象経費の内容は、別紙1～5のとおりとする。

8 別紙1の2. 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）については以下のとおりとし、車両1台当たりの補助限度額は10万円とする。

(1) 衝突被害軽減ブレーキについては、以下の要件に適合したものとする。

- ① 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）については、「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」
- ② 車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車については、「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」

(2) 以下の要件を満たした①～③の装置については、同一車両に①～③の複数の装置を装着する場合（個々の装置が個別に装着できるものに限る。）にあっては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとする。

- ① ふらつき注意喚起装置については、別紙2に適合したものとする。
- ② 車線逸脱警報装置については、別紙3に適合したものとする。
- ③ 車線維持支援制御装置については、「車線維持支援装置の技術指針」に適合したものとする。

(3) 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置については、別紙4に適合したものとする。

9 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行うデジタル式運行記録計については、国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器及び当該デジタル式運行記録計を利用するのに必要となる機器等のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであって、当該ソフトウェアにおいて映像記録型ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるものとし、車載器1台当たりの補助限度額は3万円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は10万円とする。

10 別紙1の3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）において補助を行う映像記録型ドライブレコーダーについては、次に掲げる機能を有するものとし、車載器1台当たりの補助限度額は2万円、事業所用機器1台当たりの補助限度額は3万円とする。

- (1) 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業において使用する乗合自動車に備えるものにあつては、運転時に連続して車内の映像を記録する機能(オプションで車内撮影用のカメラを備えることにより可能となるものを含む)を有すること。
- (3) 撮影情報等を記録、出力することができること。
- (4) 十分な耐久性があること。
- (5) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (6) 機械的動作が円滑であること。
- (7) 時間情報を取得できること。
- (8) 8に規定するデジタル式運行記録計のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。
- (9) 当該ドライブレコーダーにより記録された情報をソフトウェアを用いることにより安全運転に関する指導に活用できること。

11 別紙の1の3. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)において8に規定するデジタル式運行記録計及び9に規定する映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合(8に規定するデジタル式運行記録計であつて、カメラ等を付加し、9に規定する映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなつたものを含む。)における車載器1式当たりの補助限度額は5万円、事業所用機器一式当たりの補助限度額は13万円とする。

12 別紙の1の3. 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)においては補助対象事業者(補助対象事業者がリース事業者である場合は、貸渡し先の自動車運送事業者)当りの上限を40万円とする。(申請状況によっては、さらなる上限を付したうえで補助金の交付を行う場合がある。)

13 別紙1の4. 事故防止対策支援推進事業(社内安全教育の実施に対する支援)において補助を行う事故防止コンサルティングについては、当該コンサルティングが、別紙5の規定により、国土交通大臣の認定を受けているものであることとする。

(バス車両査定基準額)

14 交付要綱別表(注)8.の「別に定めるバス車両査定基準額」は、「補助対象経費」の区分ごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入れ控除対象外とし、補助対象経費に消費税相当額を含めている事業者については、次の金額に1.05を乗じた金額( )内の金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらの額を用いることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

オムニバスタウン整備総合対策事業費

車両の長さ7m未満	: 950万円(997.5万円)
車両の長さ7m以上9m未満	: 1060万円(1113万円)
車両の長さ9m以上	: 1280万円(1344万円)

但し、長さ9m以上、車幅2.3m以上2.4m未満の車両については、当分の間、1270万円(1333.5万円)とする。

(その他)

- 15 交付要綱別表の補助対象事業者のうち、④前各号に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者の認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする

附 則

1. この内規は、平成10年度の補助金から適用する。
2. 自動車事故対策費補助（都道府県バス協会等の自動車事故防止事業の部）に関する運用方針（平成9年5月13日自保第126号の3）は廃止する。

附 則（平成13年12月14日付け国自総第10044号）

1. この内規は、平成13年度の補助金から適用する。

附 則（平成16年4月7日付け国自総第13号の2）

1. この運用方針は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則（平成17年4月6日付け国自総第6号）

1. この運用方針は、平成17年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月31日付け国自総第597号の2）

1. この運用方針は、平成18年度の補助金から適用する。

附 則（平成18年7月26日付け国自総第207号）

1. この運用方針は、平成18年7月26日以降の交付決定から適用する。

附 則（平成19年3月23日付け国自総第554-2号の2）

1. この運用方針は、平成19年度の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月14日付け国自総第482号の2）

1. この運用方針は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則（平成21年3月10日付け国自旅第343号）

1. この運用方針は、平成21年度の補助金から適用する。

附 則（平成22年3月19日付け国自旅第327号の2）

1. この運用方針は、平成22年度の補助金から適用する。

附 則（平成23年3月25日付け国自旅第229号の2）

1. この運用方針は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則（平成24年3月30日付け国自安第96号の2）

1. この運用方針は、平成24年度の補助金から適用する。

別紙 1 : 補助対象経費の内容

1. オムニバスタウン整備総合対策事業費

事業区分	事業内容	補助対象経費
オムニバスタウン整備総合対策事業	オムニバスタウン計画を策定し、これに基づいて行う施設整備等の総合対策事業並びに当該計画の策定に必要な調査を行う事業	<p>以下に例示する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○調査費</li> <li>○調査委員会開催経費</li> <li>○車両改善整備費</li> <li>○バス車両の導入経費</li> <li>○コミュニティバスに関する調査、実証運行等</li> </ul>
	パークアンドバスライド、サイクルアンドバスライド、レールアンドバスライド、トランジットモール（バス路線導入型）、日本型BRT、乗継システム、シャトルバス及びITS等先駆的システムを実施するために必要となる施設及び設備の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車設備整備費（舗装、外柵、案内標識、上屋、シェルター等）</li> <li>○駐輪設備整備費（舗装、外柵、案内標識、上屋、シェルター、サイクルラック等）</li> <li>○乗継施設整備費（ターミナル建物、舗装、外柵、案内標識、上屋、シェルター等）</li> <li>○バス停留所・待合所設備整備費（上屋、シェルター、ベンチ、電照ポール、情報提供端末等）</li> <li>○バス運行情報システム、バス接近表示システム、乗継情報提供システム整備費等（表示端末、データ処理装置、車載器等）</li> <li>○バス案内情報システム、バス乗場案内表示器整備費</li> <li>○ITS等先駆的システムを導入するために必要な施設等整備費</li> <li>○ABS装置、後方確認テレビ装置、乗降補助ステップ、乗降中警告表示装置</li> <li>○PTPS車載器等</li> <li>○バスロケーションシステム（車載器、中央処理装置、停留所表示端末等）</li> <li>○都市新バスシステム（車載器、中央処理装置、バス停留所・待合所設備等）</li> <li>○カード読取装置、カードエンコーダー、データ処理機整備費</li> <li>○新聞、テレビ、ラジオ広報費</li> <li>○シンポジウム開催経費</li> <li>○ポスター、リーフレット作成費</li> </ul>

2. 事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）	<p>(1) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキを取得する事業</p> <p>(2) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維</p>	<p>以下に例示する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○衝突被害軽減ブレーキ取得費</li> <li>○ふらつき注意喚起装置取得費</li> <li>○車線逸脱警報装置取得費</li> <li>○車線維持支援制御装置取得費</li> <li>○車両横滑り時制動力・駆動力制御装置取得費</li> </ul>

持支援制御装置を取得する事業  
 (3) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量8トン以上の事業用貨物自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置を取得する事業

3. 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）	(1) デジタル式運行記録計を取得する事業 (2) 映像記録型ドライブレコーダーを取得する事業	以下に例示する経費 (1) デジタル式運行記録計 ○デジタル式運行記録計に係る車載器の取得費 ○デジタル式運行記録計に係る事業所用機器の取得費  (2) 映像記録型ドライブレコーダー ○映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器の取得費 ○映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器の取得費

4. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）

事業区分	事業内容	補助対象経費
事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）	事故防止コンサルティングの活用事業	以下に例示する経費 ○国土交通大臣の認定を受けたコンサルティングの活用に係る経費

注1) 地方公共団体が自ら整備する乗継施設、バス停留所・待合所設備、駐車設備及び駐輪設備については、補助対象経費に含まれないものとする。ただし、自動車事故対策費補助金以外の国の補助金又は交付金等（地方交付税交付金を除く。）を受けない場合はこの限りではない。

注2) 用語の定義

- ・パークアンドバスライド・・・・・・・・・・・・・ 自家用自動車からバスへの乗り継ぎ利用を促進し都市中心部への自家用車の流入交通量の減少を図るため、都市周辺部のバスターミナル付近等に自家用自動車駐車場を設置し、バスを利用して目的地に向かうシステム
- ・サイクルアンドバスライド・・・・・・・・・・・・・ バス停留所付近に駐輪場を設置し、自転車、バイクからバスへの乗り継ぎ利用を促進するシステム
- ・ルールアンドバスライド・・・・・・・・・・・・・ 鉄道からバスへの乗り継ぎの円滑化を図るため、鉄道駅改札口等にバスの運行状況等を表示する機器を設置するとともに、鉄道の運行状況に応じてバスの出発調整を行うシステム
- ・トランジットモール・・・・・・・・・・・・・ 中心市街地等における一定地域を、一般の自動車交通を排除した歩行者専用空間とし、公共交通機関としてバスを運行させるモールシステム
- ・シャトルバス・・・・・・・・・・・・・ 都市中心部等において短い距離の2地点間を、原則として途中乗降扱いをせず高頻度で運行し、自家用自動車利用からバス利用への移行を図るバス運行システム
- ・日本型BRT・・・・・・・・・・・・・ 連節ノンステップバス、PTPS、バスレーン等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム
- ・ITS等先駆的システム・・・・・・・・・・・・・ バス利用促進等のための、高度道路交通システム（ITS）等を活用した先駆的システム
- ・デジタル式運行記録計に係る車載器・・・・・・・・・・・・・ 運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達

- ・ デジタル式運行記録計に係る事業所用機器 . . . . . するための装置等で構成される一連の機器  
運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）
- ・ 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器 . . . . . 加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器
- ・ 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器 . . . . . 車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

ふらつき注意喚起装置 技術要件

## 1. 適用範囲

本要件は、運転者の低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたふらつき注意喚起装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

## 2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、自動車製作者が設定した規定車速以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、ふらつき注意喚起に必要な情報が収集可能な、装置のアクティブ状態を指す。

## 3. 機能要件

- (1) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意力散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起すること。
- (2) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

## 4. 表示装置

装置は、運転者席に故障状況を表示するものであること。

## 5. 告知

- (1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。
  - ①装置が故障により作動しない場合
  - ②装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

## 6. フェイルセーフ

- (1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

## 7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置により居眠り運転などの防止が可能と誤解されないよう注意すること）
- (4) その他使用上の注意

車線逸脱警報装置 技術要件

## 1. 適用範囲

本要件は、運転者の意図しないレーン逸脱時による事故の防止を目的として、自動車製作者により自動車に備えられたレーン逸脱警報装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

## 2. 作動条件

- (1) 装置は、運転者の意思により当該装置の作動・非作動、または注意喚起を行わないことを選択できるスイッチを有することができる。
- (2) 装置は、運転者のスイッチ操作により非作動が選択されている場合を除き、規定車速 60km/h 以上で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、レーン逸脱警報装置のアクティブ状態を指す。
- (3) 装置は、ISO17361Annex A に規定されている日本国内のレーン種別を認識可能であること。
- (4) 装置は、ドライバーによる意図的なレーンチェンジを検出した場合など警報不要と想定される状態においては、警報しなくても良い
- (5) 装置は、直線路及び曲線路にて作動するものとする。

## 3. 機能要件

- (1) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。
- (2) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が 30cm 以内に警報を発生させなければならない。
- (3) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも 2 つ以上を用い、運転者が容易に理解できるものであること。

## 4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者席に表示するものであること。

- (1) 装置のアクティブ状態を運転者に表示する機能を持つ
- (2) 装置の故障状態を運転者に表示する機能を持つ

## 5. 告知

(1) 次に掲げる場合には、少なくとも表示により告知すること。

- ① 装置が故障により作動しない場合
- ② 装置の作動中、運転者の意思によらず、装置の作動が解除された場合

## 6. フェイルセーフ

(1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

## 7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置によりいかなる場合でも逸脱防止の警報が可能と誤解されないよう注意すること）

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 技術要件

## 1. 適用範囲

本要件は、自動車の横転や横滑り等による事故の抑制を目的として、車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御するよう、自動車製作者により自動車に備えられた車両安定装置（以下「装置」という）に係る機能に適用する。

## 2. 作動条件

- (1) 装置は、自動車製作者が設定する規定条件で自動的に作動を開始するものでなければならない。ここで作動開始とは、コントロールに必要な情報が収集可能、且つ、ロールオーバー制御、方向安定性制御の両機能又は、いずれかの機能が作動する状態を指す。
- (2) 装置を自動、または手動で無効にする事が出来る。無効とする場合、下記の条件を満足すること。
  - ① 駆動系の切り替えにより、装置が自動的に無効となる機能を装備する場合、無効有効の切り替えは、駆動系の切り替えと連動していること。
  - ② 手動で無効とする場合装置は新たにイグニッションをオンとする際に有効となること。
  - ③ 装置の無効時は警報を表示し、運転者に告知すること。

## 3. 機能要件

装置は、以下の両機能又はいずれかの機能を備える。

- ① ロールオーバー制御機能（車両のロール安定性を高める機能）
- ② 方向安定性制御機能（車両の方向安定性を高める機能）

## 4. 表示装置

装置は、次に掲げる事項を運転者に表示する。

- ① 作動状況（作動の有無）
- ② 故障状況
- ③ 有効、無効の状態

## 5. 告知

4. に示す事項について、その状態が持続しており、かつイグニッション（始動）スイッチが「オン」（運転）位置にある限り、表示され続ける。

## 6. フェイルセーフ

(1) 装置は、当該装置の作動状況を監視する機能を有し、この機能により故障検知を行うものであること。

## 7. 使用者への周知

以下について、取扱説明書、コーションラベル等により使用者に対し適切に周知されること。特に(1)及び(3)については、使用者が確実に熟知するよう配慮すること。

- (1) 装置が作動する場合及び作動しない場合
- (2) 装置の発する音、表示及びその意味
- (3) 装置の機能限界（装置により走行性能が向上し、すべての横転や横滑りを防止できる

と誤解されないよう注意すること)

(4) その他使用上の注意

## 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定基準について

I. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定基準は次のとおりとする。

- ① 当該コンサルティングを実施する者が、当該コンサルティングを継続的に安定して遂行するための経理的基礎を有するものであること。
- ② 当該コンサルティングを実施する者が、事業用自動車の事故防止に資するコンサルティングを実施した実績が相当数あり、当該コンサルティングを適切に実施するための組織を有するものであること。
- ③ 当該コンサルティングを実施する者が、当該コンサルティングを適切に遂行する能力を有する者を相当数雇用するものであること。
- ④ 当該コンサルティングの内容が、事業用自動車の事故防止に資するものであり、コンサルティングを受講する自動車運送事業者の事故発生状況等の分析、分析を踏まえた事故防止対策の提案及び実施したコンサルティングの効果の検証を含む内容であり、当該コンサルティングについての報告書を作成するものであること。
- ⑤ 当該コンサルティングの期間が、当該コンサルティングを適性の実施するために通常必要であると認められるものであって、コンサルティングの開始から終了までが補助金の給付を受ける年度内に実施されるものであること。
- ⑥ 当該コンサルティングの活用に関し、広く自動車運送事業者一般を対象としたものであること。
- ⑦ コンサルティングの経費が、当該コンサルティングを運営するために必要な範囲内で合理的に算出された額であって、かつ、他の同様のコンサルティングに係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。

II. 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）において補助対象となるコンサルティングの認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務に係る実績
- (3) コンサルティングを実施する者の選任に関する事項を記載した書類及び当該コンサルティングを実施する者の氏名、生年月日、所属部署、経験通算年数、保有資格（運行管理者資格者証等）等を記載した名簿
- (4) 当該コンサルティングの内容を記載した書類
- (5) 当該コンサルティングの見積もり書類

### 【留意点】

- (1)、(2)については、別添1「コンサルティングメニュー認定申請書」に必要事項を記載すること
- (3)については、別添2「コンサルティング指導者名簿」に必要事項を記載すること。
- (4)については、別添3「認定を希望するコンサルティングの内容について」に必要事項を記載し、必要に応じて、当該コンサルティングの内容がわかる書類を添付すること。
- (5)については、書式等の指定はしないが、コンサルティングに係る費用の内訳を明らかにした書類の提出が必要となります。なお、1つの営業所が受講する場合についての見積もりを提出願います。

また、Ⅱ.の申請書には、次の(ア)～(オ)に掲げる書類を添付しなければならない。

- (ア) 登記簿謄本及び定款又はこれに相当する法人の根本規則が明らかとなる書類及び登録事項証明書
- (イ) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。  
ただし、申請の日に属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立年における財産目録とする。
- (ウ) 役員の名簿及び履歴書
- (エ) 当該コンサルティングのパンフレットやホームページのコピーなど、当該コンサルティングを広く自動車運送事業者一般に公開していることがわかる資料
- (オ) その他参考となる事項を記載した書類

### Ⅲ. 認定に必要な手続き

上記Ⅱ.に記載された国土交通省が認定の可否の調査の際に必要な書類等を書類の受付期間内に提出することが必要です。

#### 1. 必要な書類等の入手方法

必要な書類等については、国土交通省自動車局安全政策課（電話：03-5253-8566）にて入手することができます。

#### 2. 認定希望手続きの受付期間等

コンサルティングの認定希望手続きの受付期間は当年4月末（消印有効）です。提出にあたっては時間的な余裕をもって、できる限り早い時期にご提出ください。なお、提出の期日を過ぎた場合の受付は一切受け付けませんので必要書類を提出される際には十分に留意のうえ、提出期限を遵守願います。

#### 3. 書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省自動車局安全政策課

#### 4. 提出にあたっての留意事項

提出資料等は返却しませんので、作成した書類を提出される際には、お手元に作成済みの書類の写しを必ず残しておいて下さい。

# コンサルティングメニュー認定申請書

国土交通大臣 殿

提出者 氏名

印

代表者氏名

次のコンサルティングメニューについて、事故防止対策支援推進事業の支給の対象となるコンサルティングの認定を希望します。  
 また、今般提出するコンサルティングメニュー認定申請書をはじめとする書面のすべては、下記①のコンサルティング実施者が誤りの無いことを確認したうえで提出するものです。  
 なお、今般希望する当該メニューが認定を受けた際には「平成23年度事故防止対策支援推進事業(社内安全教育に対する支援)において補助対象となるコンサルティングの認定基準について」を遵守するとともに、当該認定基準に違反した場合には指定を取り消される場合があることを了承いたします。

①実施者の名称 (ふりがな)	②実施者の所在地 〒( ) TEL - - (ふりがな)  都 道 府 県								
③代表者氏名	④実施者が事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務を開始した年月日 ( S . H ) 年 月 日	⑤コンサルティングに係る従業員数 <table border="1"> <tr> <td>合計</td> <td>部署名 ( )</td> <td>部署名 ( )</td> </tr> <tr> <td>( )人</td> <td>人数 ( )人</td> <td>人数 ( )人</td> </tr> </table>		合計	部署名 ( )	部署名 ( )	( )人	人数 ( )人	人数 ( )人
合計	部署名 ( )	部署名 ( )							
( )人	人数 ( )人	人数 ( )人							
⑥事業用自動車の事故防止に資するコンサルティング業務に係る実績 (実施しているコンサルティングメニュー名、開始年月日等、具体的に記載すること。必要に応じて、実績がわかる資料を添付すること。) (また、コンサルティングを実施したことに対する効果について検証した資料があれば、それも添付すること。)   									

(ふりがな) _____ 申請書作成 担当者氏名:	所属部署	TEL : - - FAX : - -	担当者メールアドレス : 会社ホームページURL : http://
---------------------------------	------	------------------------	---------------------------------------

注1:本票の記載事項については、もれなく記載してください。なお、電話番号の記入にあたっては、フリーダイヤルや携帯番号等の番号は不可とします。



## 認定を希望するコンサルティングの内容について

実施者の名称	
実施者の住所	

コンサルティングメニューの名称	期間	ヶ月
-----------------	----	----

### コンサルティングの内容

当該コンサルティングが、事故防止に資するものであり、コンサルティングを受ける自動車運送事業者の事故発生状況等の分析、分析を含めた事故防止対策の提案及び効果の検証を含む内容であり、当該コンサルティングについての報告書を作成するものであることが確認できるように記載願います。

(必要に応じて、当該コンサルティングについての内容がわかる書類を添付すること。)

コンサルティング実施予定表

内容	コンサルティング 開始1ヶ月目			コンサルティング 開始2ヶ月目			コンサルティング 開始3ヶ月目			コンサルティング 開始4ヶ月目			コンサルティング 開始5ヶ月目			コンサルティング 開始6ヶ月目			コンサルティング 開始7ヶ月目			コンサルティング 開始8ヶ月目			コンサルティング 開始9ヶ月目			コンサルティング 開始10ヶ月目			コンサルティング 開始11ヶ月目			コンサルティング 開始12ヶ月目			
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
(例) 事業者との打ち合わせ 事業者の事故発生状況等の分析 上記分析を踏まえた事故防止対策の 運行管理者・運転者を集めてのミーティング 事故防止対策の効果検証 当該コンサルティングに関する報告書	実施			実施	分析終了		立案開始	立案終了				実施(随時フォローを行う)			検証着手	検証終了				報告書作成																	

(必要に応じて、当該コンサルティングの実施スケジュールがわかる資料を添付すること)